

第5次芦屋市総合計画 後期基本計画（案）

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる

施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている

施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センター等の活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容をおこす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業～あしや健康ポイント～」の取組を展開しました。

新型コロナワクチン接種事業の円滑な実施を図り、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。
- 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康増進に関し影響がでており、特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られました。今後、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知啓発に取り組むことが求められます。

また、より多くの健康無関心層の方に心身の健康づくりを促進するため、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

■指標

指標		前期基本計画策定時	最新数値	策定時目標	後期基本計画策定目標
① 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	19.4	全国平均から+0.9%以内	全国平均から+0.9%以内
	本市	19.9	21.1 (R5)		
② 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	23.5 (R6)	50.0	50.0
③ 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	74.8 (R6)	75.0	75.0
④ 適正体重の人の割合(%)		76.5	70.0 (R6)	維持	75.0
⑤ ストレスを感じた時の相談相		—	69.9	—	100

手がいる人の割合		(R4)		(R12)
----------	--	------	--	-------

【参考】前期基本計画時

⑤なし ⇒ ⑤を追加

■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（令和6年度～11年度）
- データヘルス計画（令和6～11年度）
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21（令和6～8年度）
- 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

【参考】前期基本計画時

市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、介護予防、認知症予防などに取り組むほか、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

【参考】前期基本計画時

高齢者がいつまでも活躍できるよう介護予防、認知症予防に取り組み、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

【参考】前期基本計画時

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え、公衆衛生の向上のため、予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

5-1-3 感染症の拡大防止

予防接種しやすい環境整備等、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充実させるとともに、感染症の感染状況等に柔軟に対応しながら適切な周知啓発に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に、被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるように、感染症の予防・収束に向けた対策を充実し、柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災行政無線の補助局の整備を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。また、計画等の見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画（BCP）、地域防災計画・水防計画等をそれぞれ見直し・改訂を行いました。

- 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区の割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくことが必要です。

また、国の方針や新たな災害による教訓等、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者等を、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

■指標

指標	前期基本計画策定時	最新数値	策定時目標	後期基本計画策定目標
① 住宅の耐震化率(%)	96.7	※	98.0	●
② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	6.0	44.4 (R5)	50.0	●
③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)	3.44	3.16 (R6)	5.20	●

(※) 県調査によるため、R7年度下半期に数値発表予定。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画（令和8年度～）

- 強靱化計画（令和4～8年度）
- 無電柱化推進計画（平成30年策定）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成28年変更）
- 危機管理指針（令和4年度改訂）
- 第4次地域福祉計画（令和4～8年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

【参考】前期基本計画時

7-1 1 まちの防災機能を高めます

7-1 2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織等の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び防災と福祉の連携による要配慮者支援など共助の取組を支援します。

【参考】前期基本計画時

地区防災計画の策定、自主防災組織等の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

防災ポータルサイトなどホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

ホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画（BCP）の見直しなどを行うほか、様々な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画（BCP）の見直しなどを行います。

7-2 まちの防災機能を最大限に活用します

【参考】前期基本計画時

まちの防災機能を高めます

7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、施設や資機材を適切に維持管理し、感染症の予防対策を講じたうえでの災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策などの強化を図ります。

【参考】前期基本計画時

災害発生時の備えとして、感染症の予防対策を講じたうえでの災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策、耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営

が行われている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

施策評価や事務事業評価においては、施策毎に概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。また、企業版ふるさと納税、複数施設のネーミングライツの導入や未利用公共用地の民間事業者への売却や貸付けなどを実施するとともに、ふるさと寄附金について、連携ポータルサイトを追加し、返礼品を拡充することにより、新たな歳入確保に取り組みました。

公共施設のマネジメントについては、施設カルテや建物点検チェックリストにより施設の状態を把握するとともに、包括的な委託により、業務の効率化と施設の維持管理に係る質の向上を図りました。
- 課題

高齢化の進展により社会保障関係経費の増加や近年の物価高騰や人件費の上昇による歳出額の増加が見込まれ、厳しい財政運営の中でも、歳入確保に向けた取組は一層重要性が増していくと考えられます。

計画の進捗管理と行政評価の手法については、施策の選択と集中につながるよう効率的、効果的な方法を検討し、公共施設の統廃合・複合化については、長期的な視点で、地域・利用者等と十分な協議を行いながら、時代のニーズに合った施設になるよう取り組みながら、適時適切に分かりやすい情報を発信する必要があります。

■指標

指標	前期基本計画策定時	最新数値	策定時目標	後期基本計画策定目標
① 経常収支比率(%)	96.9	94.6 (R5)	94.0	●
② 実質公債費比率(%)	7.4	7.7 (R5)	16.0 未満	●
③ 将来負担比率(%)	97.7	48.6 (R5)	97.0 以下	●
④ 市民1人当たり延べ床面積(m ²)	—	4.3 (R6)	—	●

【参考】前期基本計画時

指標

④公共施設の将来更新（大規模改修・建替）費用(億円/年)

【前期基本計画策定時】30.2 策定時目標（R7）27.3

■関連する主な条例や課題別計画等

- 行財政改革（令和8～12年度）
- 債権管理に関する条例（平成21年条例第13号）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 公共施設等総合管理計画（平成29年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 多様な手法による歳入確保

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、多様な手法による歳入確保に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

12-1-2 新たな歳入確保の検討

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、行財政改革実施計画に基づき、新たな収入確保に取り組みます。

12-1-3 健全な財政運営

行財政改革を行う中で、長期的視点に立ち、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

【参考】前期基本計画時

長期財政収支見込みを踏まえ、行財政改革を行う中で、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率

的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコストの縮減

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進します。施設の利用状況や更新時期等を勘案しながら、公共施設の最適配置を進めます。

【参考】前期基本計画時

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進し、施設の利用状況や更新時期を勘案しながら、本市に見合った施設総量となるよう、公共施設の最適配置を進めます。

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
 行政手続きのオンライン化、RPAの利用などICTを活用し、市民サービスの向上に努めたほか、民間事業者・大学等と協定を締結し、様々な事業を実施するなど、多様な主体との連携を深めました。
 職員の柔軟な働き方に対応するため、職員の在宅勤務・時差勤務を可能にしたほか、業務デジタル化に伴う、働く環境の整備や、オンライン会議の推進など、業務の改善・効率化を図りました。また、社会教育機関等の事務を市長部局へ移管し、こども家庭・保健センターの新設、室の設置、課長補佐級の設置など合理的な組織体制を構築しました。民間や他市などの外部機関へ職員を派遣するなど、自ら考え行動する職員の育成に取り組むとともに、高度で専門的な知識等を有する人を任期付きで任用できる仕組みを構築しました。
- 課題
 社会構造の急速な変化や個人のライフスタイルの多様化に加え、限られた資源の中で、従来型の手法や職員像でなく、新たな手法・考え方でのみちづくりを行う必要があります。また、柔軟かつスピード感をもって課題解決ができる能力が身に付くよう、職員が個人の能力を發揮し、効率的な行政運営を行えるよう働く環境・組織体制を整えることが課題となっています。さらに、組織内部の事業における取組内容について、充実した情報を発信する必要があります。

■指標

指標	前期基本計画策定時	最新数値	策定時目標	後期基本計画策定目標
① 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	30.3 (R6)	65.0	50.0
② 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	84.3 (R6)	85.0	85.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	90	88 (R5)	120 未満	●

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成基本方針（令和8年改訂）
- 人材育成実施計画（令和8年改訂）
- 特定事業主行動計画（令和8年改訂）
- 職員の職場における心の健康づくり（令和8年改訂）

13-1 不確実性が高まる社会に適應できる行政運営を行います

13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者等多様な主体との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、持続的に行政サービスを提供するため、デジタル技術の積極的な活用など働く環境を充実することで、全庁的な業務の改善、効率化に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、持続的に行政サービスを提供するため、ICT 環境の充実などによる全庁的な業務の改善、効率化に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」

を進めます

13-2-1 生産性向上と職員が安全・安心に働くことのできる適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推奨するとともに、職員が心身の健康を保ち能力を最大限に発揮することで、質の高い市民サービスや効率の良い行政運営に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

13-2-1 生産性向上のための適切な手法の選択と環境整備
職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推進します。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮できる職場づくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、自ら考え行動する職員の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる職場づくりに取り組みます。

【参考】前期基本計画時

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり
職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、越境人材の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる仕組みづくりに取り組みます。